

尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、建設業における企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への普及に向けた取組を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 完全週休2日取得率 対象期間（第4条(1)ア）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間の割合をいう。
- (4) 休日取得率 対象期間（第4条(1)ア又は第4条(2)ア）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事は、市発注工事で、次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

(1) 発注者指定型

市が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上及び建設業への周知を推進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事から指定する。

ア 現場条件等により工期延長が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能であること。

イ 設計金額が5,000万円以上の工事

ウ 緊急性がない工事

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外で次条第1号ア又は第2号アに規定する対象期間が4週間以上の工事を対象とする。ただし、市が週休2日制工事に適さないと判断した工事を除く。

(形式)

第4条 形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工を実施するものとする。

ア 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

(イ) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）

(カ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）

(ア) 夏季休暇（3日間）

(イ) 年末年始休暇（6日間）

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 工事事故等による不稼働期間

(キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで）に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は休工日の1週間前までに市と協議するものとし、天候（降雨、積雪等）により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5%（7分の2）以上の日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間

第1号アに同じ

イ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工とした日とする。また、受注者は1か月単位で4週8休以上が達成できるよう努め、毎週土曜日を休工

とするよう努めるものとする。

(取組内容)

第5条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型

ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の形式を決定し、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により市と協議を行うものとする。なお、形式決定後の形式の変更はできないものとする。

イ 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、市はこれを確認する。

ウ 市が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

エ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

(2) 受注者希望型

ア 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合は、施工計画書を提出するまでに、週休2日制工事等の形式を決定し、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により市と協議を行うものとする。なお、形式決定後の形式の変更はできないものとする。

イ 市は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合には、当該工事を週休2日制工事等とする旨を回答する。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、市はこれを確認する。

エ 市が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

オ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

2 週休2日制工事等の実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

(経費の補正)

第6条 週休2日制工事等の実施工事については、休工状況に応じて経費の補正を行うものとする。

2 経費の補正を行うに当たり適用する休工状況の区分は、次の各号に掲げる

区分に応じ、休工割合が当該各号に該当する場合とする。

(1) 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

(2) 4週7休以上4週8休未満

休工割合が25%以上28.5%未満の場合

(3) 4週6休以上4週7休未満

休工割合が21.4%以上25%未満の場合

3 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、休工状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06
市場単価	補正対象及び補正係数は別紙による		

4 経費補正及び変更契約は、次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 発注者指定型

当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、最終設計変更時に休工状況の適用区分に応じて各経費を減額補正し、変更契約するものとする。

(2) 受注者希望型

休工状況を確認後、最終設計変更時に休工状況の適用区分に応じて各経費を増額補正し、変更契約するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

ア 完全週休2日制工事の実施工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ休日取得率が28.5%（7分の2）以上の場合には、工事成績評定の「4. 創意工夫 I. 創意工夫と熱意」において評価するものとする。

イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (7) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。
- (8) 非対象期間により土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。
- (9) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算する。
- (10) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。
- (11) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。

(2) 週休2日制工事

- ア 週休2日制の実施工事については、休日取得率が28.5%（7分の2）以上の場合には、工事成績評定表の「4. 創意工夫 I. 創意工夫と熱意」において評価するものとする。
- イ 休日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (7) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。
 - (8) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。

(取組証の発行)

第8条 市は、前条の規定により、工事成績評定において評価した場合で対象工事の受注者が希望するときは、工事目的物の引渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（第1号様式）を発行するものとする。

(工事名)

第9条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「（週休2日）」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第10条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、特記仕様書に次のとおり記載するものとする。

(1) 発注者指定型

第〇条 本工事は、週休2日制工事等（発注者指定型）の対象工事とする。なお、週休2日制工事等については「尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領」によるものとする。

(2) 受注者希望型

第〇条 週休2日制工事等に取り組もうとする場合には、市とその可否について協議を行うものとする。なお、週休2日制工事等については「尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領」によるものとする。

(入札公告)

第11条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、入札公告文中に次のとおり記載するものとする。

(1) 発注者指定型

「本工事は、尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領に基づく完全週休2日制工事・週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事である。」

(2) 受注者希望型

「本工事は、尾張旭市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領に基づく完全週休2日制工事・週休2日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日
様

尾張旭市長

印

週休2日制工事取組証

下記工事について、週休2日制工事に取り組んだことを証する。

記

工 事 名				
路 線 等 の 名 称				
工 事 場 所				
契 約 締 結 年 月 日				
最 終 契 約 金 額				
工 期	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
完 了 年 月 日	年	月	日	
本 工 事 の 業 種				
週休2日制の形式		完全週休2日制工事		
		週休2日制工事		

週休2日制工事における土木工事市場単価積算の補正係数

名 称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

週休2日制工事における下水道工事市場単価積算の補正係数

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02